

上天草市重度心身障害者医療（重心医療） 費助成の支払方法が新たに始まります！

令和6年10月診療分から、申請書が不要となる現物給付方法及び自動償還払方法を開始します。これまでのように、後日、市役所に領収書を持参して申請する必要がなくなります。

※下記の表のとおり健康保険の種類によって内容が変わります。



健康保険の種類	支払方法	受診から支払いまでの流れ
<p>○国民健康保険 ○社会保険</p> <p>例) 全国健康保険組合 各種健康保険組合 共済組合など</p>	<p>○現物給付方法 重心医療の自己負担額 【入院】2,000円/月 【外来】1,000円/月 までを医療機関、薬局、訪問看護の各窓口で支払う</p>	<p>①県内医療機関等を受診 ↓ ②「健康保険証」及び「上天草市重度心身障害者医療費受給資格者証」（あさぎ色）を窓口で提示 ↓ ③重心医療自己負担額を窓口で支払う</p>
<p>○後期高齢者医療保険</p> <p>満75歳以上の方、満65歳以上で障害認定の方</p>	<p>○自動償還払方法 これまでどおり健康保険の自己負担額（1割～3割）まで支払うが、市への申請は不要で自動的に登録口座に振込まれる</p>	<p>①県内医療機関等を受診 ↓ ②「健康保険証」及び「上天草市重度心身障害者医療費受給資格者証」（あさぎ色）を窓口で提示 ↓ ③健康保険の自己負担額（1～3割）を窓口で支払う ↓ ④診療月から4か月後に自動的に登録口座に振り込まれる</p>



※ 外来の場合、処方箋医療機関及び調剤薬局での合計支払額が1,000円/月（重心医療自己負担額）を超える場合は、これまでどおり市に助成申請書の提出が必要です。処方箋医療機関と調剤薬局の領収書をあわせてご持参ください。

注意事項

- (1) 医療機関等（医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション）を受診する場合は、窓口で「上天草市重度心身障害者医療費受給資格者証」を必ずご提示ください。
- (2) 重心医療の現物給付は下記の①～③すべてを満たす場合に限られます。
- ①「上天草市重度心身障害者医療費受給資格者証」が交付されており、受診した窓口で提示した場合
 - ②国民健康保険または社会保険の被保険者の人
 - ③熊本県内医療機関等（保険医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション）を受診した場合
- (3) 現物給付の対象にならない場合は下記のとおりです。
- ①医療機関の窓口で「上天草市重度心身障害者医療費受給資格者証」の提示がない場合
 - ②熊本県外の医療機関等（保険の医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション）における診療・調剤・訪問看護
 - ③はり・きゅう、あんま・マッサージの施術
 - ④健康保険で適用されないもの
 - ⑤後期高齢者医療保険の人
- (4) 医療費が高額になる場合は、医療機関窓口で「限度額適用認定証」等のご提示をお願いします。また、更生医療（人工透析等）、特定疾病、特定疾病（難病）、精神通院等の受給者証をお持ちの人は、そちらの受給者証もあわせてご提示ください。
- (5) 加入の健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に高額療養費または附加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

次のようなときは、市役所への届出が必要です。

- 住所氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 受給資格者が亡くなったとき
- 上天草市外へ転出したとき
- 生活保護を受けることになったとき
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級や有効期間が変わったとき



【問合せ先】上天草市役所 福祉課障がい福祉係 電話：0969-28-3373